

他の地方公共団体からの応援計画

- 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、他の地方公共団体から支援を受けるため、協定を締結。
- 関係市においても複数の応援協定を締結。

㉞ 中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定（平成24年3月1日）

【対象】
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

【応援内容】

- ①食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- ②被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- ③避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供
- ④医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- ⑤避難者を受け入れるための施設の提供
- ⑥前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

㉞ 中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定（平成24年3月1日）

【対象】
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

【応援内容】

- ①食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- ②被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- ③避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供
- ④医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- ⑤避難者を受け入れるための施設の提供
- ⑥前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

㉞ 関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定（平成29年6月5日）

【対象】
関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、中国地方知事会（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）

【応援内容】

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③避難施設及び住宅の提供
- ④緊急輸送路及び輸送手段の確保
- ⑤医療支援
- ⑥その他応援のため必要な事項

㉞ 関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書（平成24年10月25日）

【対象】
関西広域連合、鳥取県

【応援内容】

十分な応急対策が実施できない場合に、応援活動を実施

㉞ 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（平成24年5月18日）

【応援内容】

- ①人的支援及び斡旋
- ②物的支援及び斡旋
- ③施設又は業務の提供及び斡旋
- ④その他特に要請のあったもの

㉞ 原子力災害時の相互応援に関する協定（平成13年1月31日）

【対象】

北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

【応援内容】

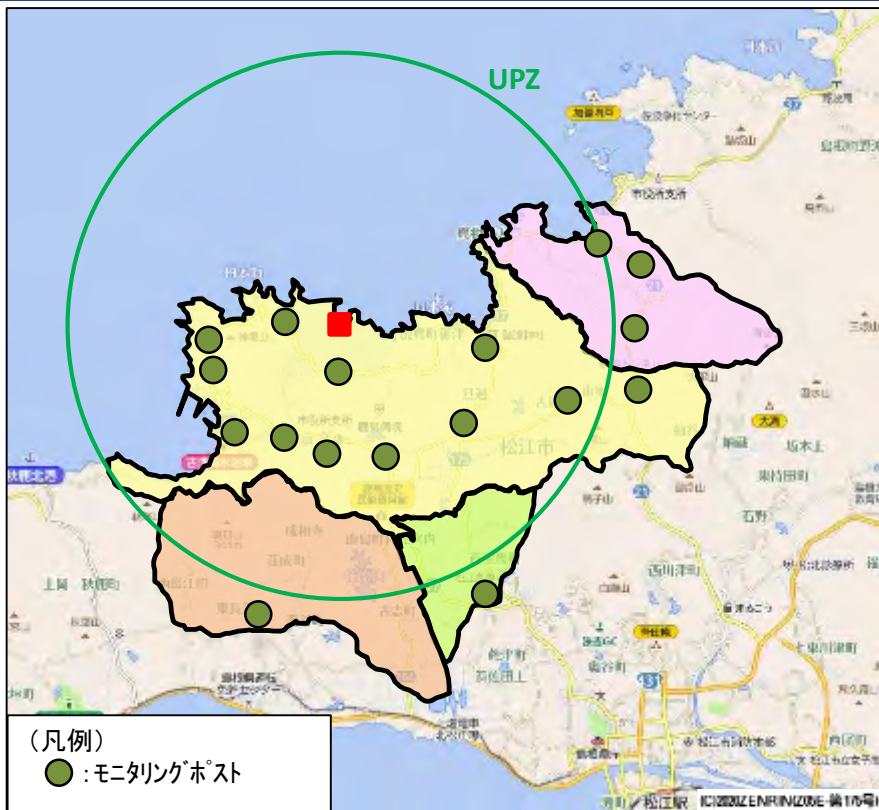
- ①原子力防災資機材の提供
- ②職員の派遣



7. 冷却告示の対象である 1号機に係る対応

1号機に係る原子力災害対策重点区域の概要

- 島根原子力発電所1号機は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却された発電用原子炉施設として、原子力規制委員会が告示において定めている。
- この告示により、島根原子力発電所1号機に係る原子力災害対策重点区域の範囲は、PAZなし、UPZ概ね5km圏内となり、具体的には、2号機に係るPAZと同一の範囲としている。
- 1号機のみにおいて発災した場合、全面緊急事態に至った段階で、UPZ(概ね5km圏内)の住民は屋内退避を実施。
- 放射性物質の放出後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、毎時20 μ Svを超過した時から概ね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時20 μ Svを超過している区域を特定。当該区域の住民は原子力災害対策本部の指示により1週間程度内に一時移転等を実施。
- なお、2号機においても発災している場合には、2号機に係るPAZとしての防護措置をとることとなる。



<概ね5km圏内>

UPZ(緊急防護措置を準備する区域):
Urgent Protective Action Planning Zone

⇒ 事態の進展等に応じて、屋内退避や段階的な避難等の緊急防護措置を準備する区域

1市(松江市) 住民数:9,487人※

UPZ内地区		想定対象人数	在宅の避難行動要支援者
松江市 まつえし	かしま 鹿島地区	6,223人	851人
	いくま 生馬地区	1,046人	112人
	ふるえ 古江地区	1,250人	153人
	しまね 島根地区	968人	138人
合計		9,487人	1,254人

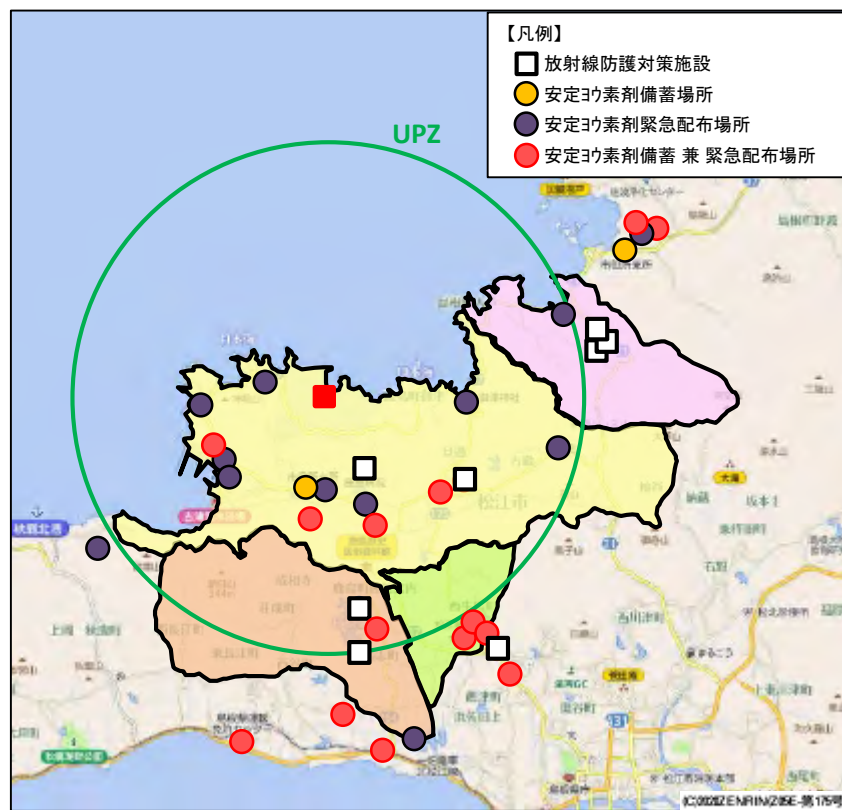
※住民数:令和2年12月末時点

1号機に係るUPZ内住民の一時移転等の概要①

- ▶ 一時移転等実施区域の避難先及び避難手段については、2号機に係るPAZとして避難を行う場合と同様。
(避難先はP37、避難手段はP42参照)
- ▶ 一時移転等の際の避難退域時検査場所については、2号機に係るUPZの一時移転等に備え用意している避難退域時検査場所を活用する。
- ▶ 安定ヨウ素剤の服用指示があった場合、住民は事前配布された安定ヨウ素剤を服用する。
- ▶ 事前配布を受けていない住民等については、^{まつえ}備蓄場所から一時集結所等に設置する緊急配布場所に松江^{まつえ}市職員が搬送の上、対象住民等に緊急配布を実施。

避難退域時検査場所及び避難先自治体(基本経路)

放射線防護対策施設及び安定ヨウ素剤緊急配布場所等



1号機に係るUPZ内住民の一時移転等の概要②

- 1号機に係るUPZ(概ね5km圏内)の学校・保育所等は、施設敷地緊急事態に至った時点で保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、保護者への引渡しを実施。全面緊急事態に至っても引渡しができなかった場合は、学校等で屋内退避を実施。具体的な行動の手順はP58のフロー図参照。
- UPZ(概ね5km圏内)の医療機関・社会福祉施設は、全面緊急事態で屋内退避を実施。放射性物質の放出後、一時移転等の指示が出た場合、避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を施した自施設で、安全に避難が実施できる準備が整うまで屋内退避を継続。支援者の同行により避難可能な入所者等は、あらかじめ定められた広域福祉避難所へ一時移転等を実施。詳細はP27参照。
- 在宅の避難行動要支援者のうち支援者の同行により避難可能な者は、一時移転等の指示が出た場合、支援者と共に一時移転等を実施。避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策施設で屋内退避を実施。具体的な対象者数等はP28参照。
- 観光客等一時滞在者に対しては、警戒事態の段階で帰宅等呼びかけ、全面緊急事態までに帰宅等が困難な一時滞在者は宿泊施設等で屋内退避を実施。一時移転等の指示が出た場合、島根県等が確保した車両で一時移転等を実施。詳細はP54参照。
- 複合災害時において、一時移転等が必要な場合であっても、自然災害による差し迫った危険がある場合には、生命の安全確保の観点から、自然災害に対する避難行動等を優先する。詳細はP88、P89参照。

1号機に係るUPZ内の学校等、医療機関、社会福祉施設

令和2年度に島根県で調査した数

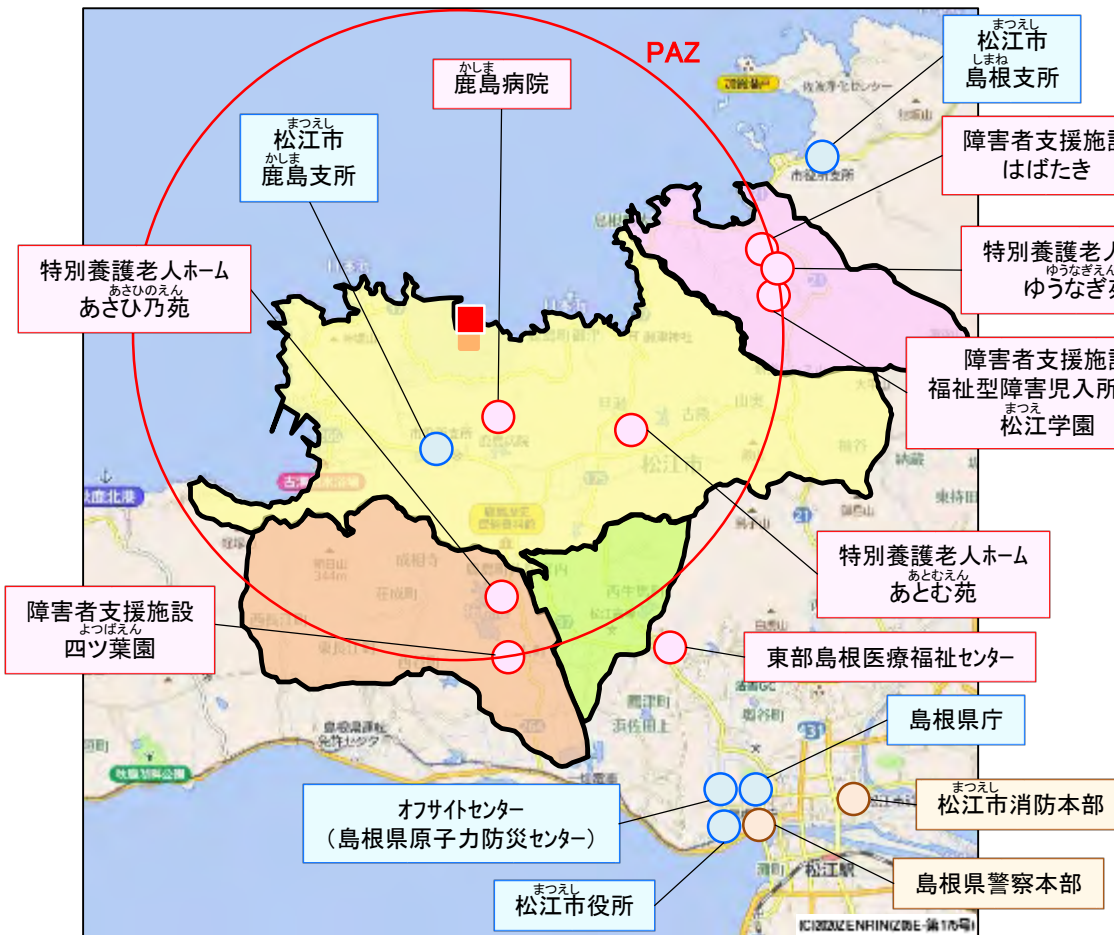
地区	学校等				医療機関					社会福祉施設										
	区分	名称	児童等	小計	区分	名称	放射線防護対策	定員	小計	区分	名称	放射線防護対策	定員	小計						
かしま 鹿島	保育所	恵曇(えとむ)保育所	68	529	病院	鹿島(かしま)病院	○	177	177	特別養護老人ホーム	あとむ苑(あとむえん)※	○	50	59						
		御津(みつ)保育所	49								認知症対応型 共同生活介護	あとむ苑(あとむえん)	—		9					
	幼稚園	佐大(さだ)幼稚園	8							—		—	—		—	—	—	—	—	—
		講武(こうぶ)幼稚園	12																	
	小学校	佐大(さだ)小学校	94																	
		恵曇(えとむ)小学校	75																	
		鹿島東(かしまひがし)小学校	100																	
中学校	鹿島(かしま)中学校	123																		
いくま 生馬	小学校	生馬(いくま)小学校	110	1,190	—	—	—	—	—		—			—						
	その他	松江(まつえ)工業高等専門学校	1,080																	
ふるえ 古江	特別支援 学校	松江(まつえ)ろう学校	32	32	—	—	—	—	—	特別養護老人ホーム	あさひ乃苑(あさひのえん)	○	29	129						
										障害者支援施設	四ツ葉園(よつばえん)	○	60							
										グループホーム	たんぼぼの家	—	6							
											第2たんぼぼの家	—	8							
											第3たんぼぼの家	—	6							
たんぼぼ若葉(わかば)	—	20																		
しまね 島根	保育所	マリン保育所	62	62	—	—	—	—	—	特別養護老人ホーム	ゆうなぎ苑(ゆうなぎえん)	○	50	186						
										障害者支援施設	はばたき	○	40							
										養護老人ホーム	松江(まつえ)学園	○	20							
											慈光苑(じこうえん)	—	60							
										グループホーム	しおかぜ	—	10							
										ファミリーホーム	みしよう	—	6							
計	12施設			1,813人	1施設		(1施設)	177人	14施設			(6施設)	374人							

※在宅の避難行動要支援者のうち避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を施している東部島根医療福祉センター、特別養護老人ホームあとむ苑または松江市消防本部で屋内退避を実施

8. 放射線防護資機材、物資、 燃料の備蓄・供給体制

PAZ内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄体制

- 島根県は、PAZ内の防護対策を担う自治体職員、警察・消防職員のほか、バス運転者、放射線防護対策施設の施設管理者、避難誘導者等向けに個人線量計等の放射線防護資機材を備蓄。
- 緊急時には、これらの放射線防護資機材を用いて活動を実施。
- 平時には、これらの使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。



サーベイメータ(GM管)



個人線量計

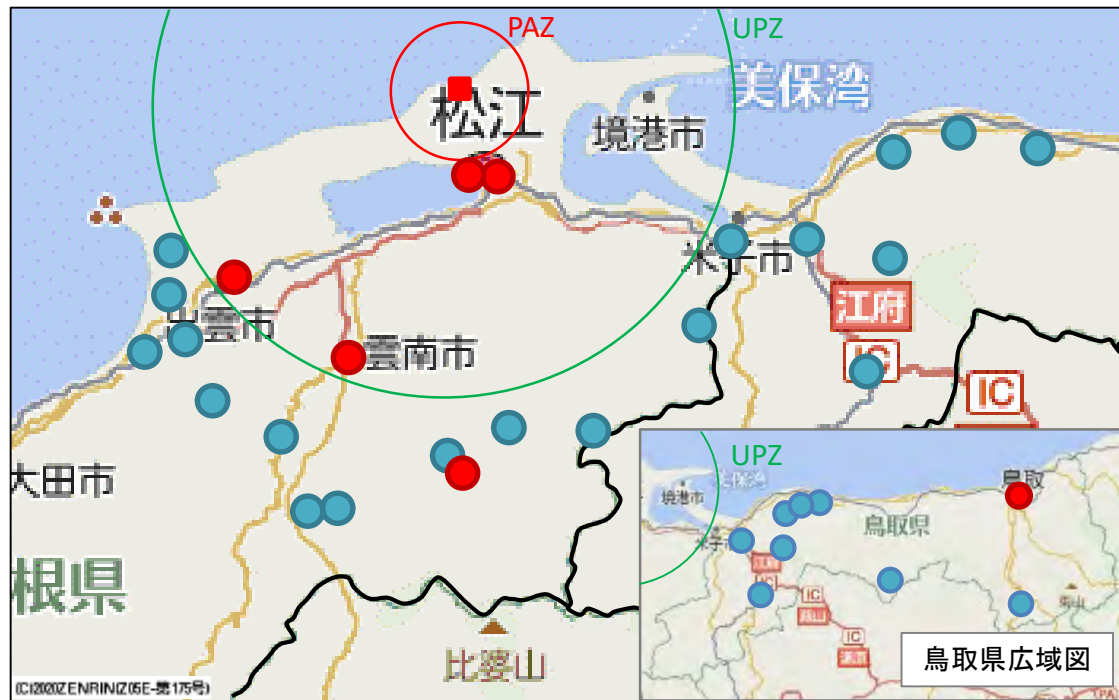


タイベックスーツ

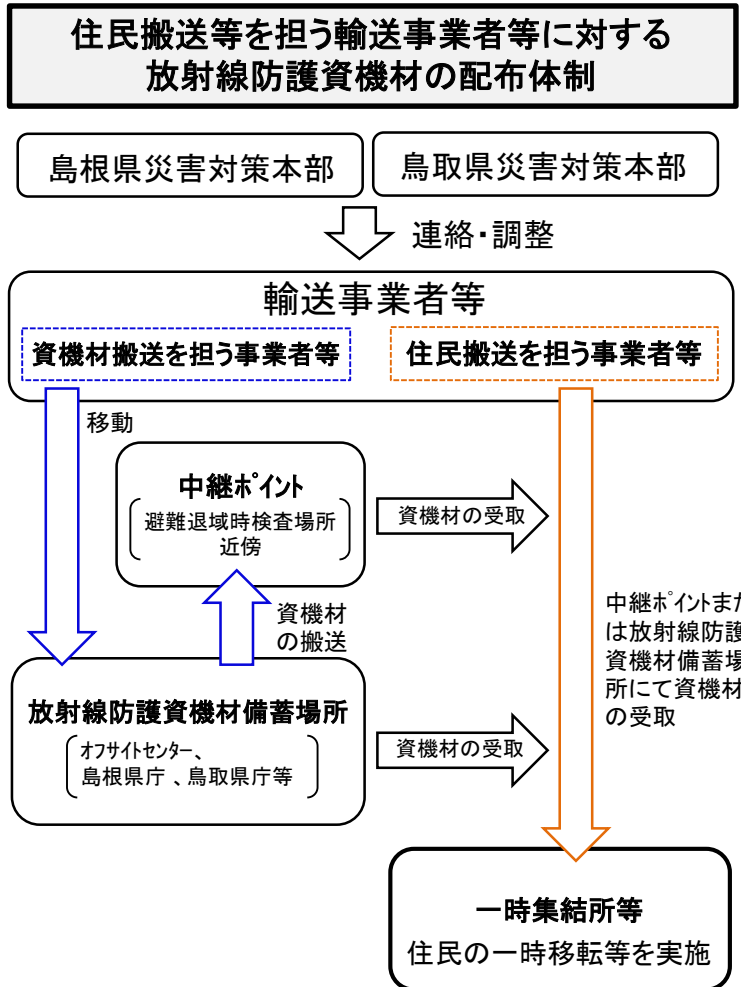
備蓄拠点	対象施設数	対象者
島根県原子力防災センター、 島根県庁、松江市役所、 かしま 鹿島支所、島根支所	5	自治体職員、避難誘導者、 バス運転者等防災関係者
島根県警察本部、 まつえし 松江市消防本部	2	警察職員 消防職員、消防団員等
放射線防護対策施設	8	施設管理者、避難誘導者等
合計	15	

島根県・鳥取県におけるUPZ内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制

- UPZ内一時移転等において住民搬送を担う機関には、緊急時に設置する中継ポイント(避難退域時検査場所近傍に設置)や放射線防護資機材備蓄場所で放射線防護資機材を配布。
- 中継ポイント等では、放射線防護資機材の使用方法や、それまでのモニタリング結果等により、避難搬送による被ばく線量が積算1mSvを十分に下回ることを説明。
- 平時には、放射線防護資機材の使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。



(凡例)
 ● : 放射線防護資機材(輸送事業者用)備蓄場所
 ● : 中継ポイント候補地(避難退域時検査場所の近傍)



原子力事業者による放射線防護資機材等の支援体制

- 原子力事業者は、放射線防護資機材を各原子力事業者で支援をするため、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」の内容を充実させて締結。
- 原子力災害発災後の避難・一時移転等において、放射線防護資機材等が不足する場合、原子力事業者は、保有する資源(要員・資機材等)を最大限供給し支援する。

原子力災害時における原子力事業者間協力協定※ (平成26年10月10日)

【協定事業者】

北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電、電源開発、日本原燃

【目的】

原子力災害時における原子力事業者間協力の円滑な実施を図り、原子力災害の拡大防止及び早期復旧の一翼を担うことを目的とする。

【協力活動の範囲】

原子力災害時の周辺地域の環境放射線モニタリング及び周辺区域の汚染検査・汚染除去に関する事項について、協力要員の派遣・資機材の貸与その他の措置 等

主な備蓄資機材

資機材	数量
サーベイメータ(GM管)	360台
個人線量計	1,000個
全面マスク	1,000個
タイベックスーツ	30,000着



サーベイメータ(GM管)



個人線量計



全面マスク



タイベックスーツ

※本協定のほか、関西電力、北陸電力、中国電力、四国電力及び九州電力の5社間において「原子力事業における相互協力に関する協定書」を締結(平成28年8月5日)

- 緊急時に備え、島根県、鳥取県及び関係市では、食料及び生活物資等の備蓄を実施。万が一不足等が生じる事態に至った場合、それぞれの県が調整を行い、県内の全市町村より、備蓄した食料及び生活物資等を融通する体制を整備。

避難元市の生活物資の備蓄状況※1

備蓄物資 種類	島根県内					鳥取県内		
	島根県	まつえし 松江市	いずもし 出雲市	やすぎし 安来市	うなんし 雲南市	鳥取県※2	よなごし 米子市	さかいみなとし 境港市
食料品 (食)	145,928	21,654	60,448	28,139	3,850	51,324	18,980	4,218
飲料水 (リットル) 〔〕内は給水袋数	17,388 〔6,110〕	5,062 〔111〕	— 〔8,070〕	1,664	1,100	40,011	16,932	3,444
毛布 (枚)	24,820	9,717	1,241	270	900	29,855	5,300	1,330
簡易トイレ (個)	556	112	528	72	20	737	178	45

※1 物資備蓄量は概数。この他に、関係市では常備薬、炊き出し用具等、避難生活に必要な物資等を準備している。

※2 鳥取県内市町村の連携備蓄分(米子市、境港市備蓄分を除く)。